

稚内市封筒広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、稚内市有料広告掲載取扱要綱第3第1項の規定に基づき、稚内市が作成する封筒に掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

(募集方法及び申込期間)

第2 広報わっかない、市ホームページ、報道機関等を通じて、広く募集する。

(広告の位置及び枠数)

第3 広告の掲載位置は、封筒の裏面とする。

2 広告の掲載は、1業者につき各封筒毎に1枠の掲載とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(掲載順序)

第4 掲載の優先申込順位は、稚内市有料広告掲載取扱要綱第4第4項の規定により、かつ、上位の掲載枠数内とする。

(広告の規格及び掲載料)

第5 掲載する広告については次のとおりとする。

広告の規格	印刷枚数	掲載料
長3封筒 1枠(縦3cm×横9cm)	20,000枚	16,000円

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第6 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由のあるもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年

法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(13) 稚内市契約規則(昭和39年稚内市規則第6号)第2条第1項各号に該当するもの

(14) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第7 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し又は、美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性があるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)

(5) 宗教性があるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。

ア 個人又は団体の意見広告

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等の消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種、商法、商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
 - コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
 - サ 他人名義の広告
 - シ 責任の所在が明確でないもの
 - ス 広告の内容が明確でないもの
 - セ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
 - ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
 - タ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事と紛らわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

- エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (11) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
 - エ 投機を著しくあおる表現のもの
 - オ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - カ 占い、運勢判断等に関するもの
 - キ 通貨及び郵便切手の複写の使用
 - ク 謝罪、釈明等のもの
 - ケ 尋ね人、養子縁組等のもの
 - コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - シ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
 - ス その他社会的に不適切なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第8 掲載する広告の表示内容については、次のことに留意するものとする。

- (1) 人材募集広告
 - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めないこと。
 - イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。
- (2) 語学教室等
 - ア 1か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料又は受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。
- (3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。なお、この実績は、確実な資料に基づかなければならないこと。
- (4) 外国大学の日本校
 - ア 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示すること。
- (5) 資格講座

- ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしないこと。
 - イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示すること。
 - ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。
 - エ 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。
- (6) 病院、診療所及び助産所
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。
 - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならないこと。
 - ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならないこと。
 - エ 当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示できないこと。
 - オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならないこと。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできないこと。
- (7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復）
- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。
 - イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならないこと。
 - ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載はできないこと。
- (8) 前2号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等については、その規定の範囲内で表示すること。
- (9) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定の範囲内で掲載すること。なお、次のような表示は掲載できないこと。
- ア 最大級及びそれに類する表示
 - イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）
- (10) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、次に掲げる表示は掲載できない。
- ア 医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量等の表示
- (11) 不動産事業
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
 - イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
 - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。

- エ 契約を急がせる表示は掲載しないこと。
- (12) 弁護士、税理士又は公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示をしないこと。
 - ア 顧問先、又は依頼者名（同意書がある場合を除く。）
 - イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの
- (13) 旅行業
 - ア 広告主の旅行者又は旅行者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限ること（登録番号を明記すること。）。
- (14) 通信販売業
 - ア 会社の概要、商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載すること。
 - イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならないこと。
- (15) 雑誌、週刊誌等について、次に掲げるものは掲載してはならない。
 - ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
 - イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
 - ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの
 - エ 有害図書と認められるもの
- (16) 映画、興業等
 - ア 暴力、賭博、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。
 - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。
 - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。
 - エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。
 - オ ショッキングなデザインは使用しないこと。
 - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。
 - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示させること。
- (17) 古物商、リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできないこと。
- (18) 結婚相談所、交際紹介業
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明の掲示を受けること。）を明記すること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- (19) 労働組合等
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(20) 募金

- ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限ること。
- イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記すること。

(21) 質屋、チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等は表示しないこと。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
この場合においてその旨を表示すること。
- イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等の主旨を明確に表示すること。

(23) その他、表示について注意を要するものは次に掲げるとおりとする。

- ア 肖像権又は著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- イ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話又はPHSの表示は不可とすること。
- ウ 無料で参加又は体験できるもので、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

(掲載基準の適用)

第9 第6から第8までに定める基準のほか、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができる認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることとする。

(広告主の責務)

第10 広告主は、封筒に掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告の掲載後に広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不相当と認められたときには、広告の掲載を取り止めるものとし、次に掲げる費用は、当該広告主の負担とする。

- (1) 封筒の作成に要する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他市長が必要と認める費用

(その他)

第11 この基準に定めのない事項については、必要に応じ、協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。